

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成28年2月3日（平成28年（行個）諮問第17号）

答申日：平成29年11月13日（平成29年度（行個）答申第126号）

事件名：本人の休業補償給付支給請求に対する決定に係る実地調査復命書等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「平成27年特定月日付けで、特定労働基準監督署長が、審査請求人の休業補償給付支給請求に係る決定を行う際に作成した、実地調査復命書及び添付資料一切」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分については、別表の6欄に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、宮城労働局長（以下「処分庁」という。）が、平成27年9月9日付け宮労発基0909第2号により行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、不開示とされた部分の開示を求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

部分開示を決定した処分庁は、不開示の理由として開示対象に係る保有個人情報には、開示請求者以外の特定個人の氏名、役職、印影、開示請求者以外の特定個人から聴取等の調査を行った際の聴取内容が記載されており、これらは開示請求者以外の個人に関する情報であって、「特定の個人を識別」することができる情報であるために部分開示しかできないと不開示理由の一つとして述べているが、審査請求人に対して送付された労災申請に係る宮城労働局審査官作成の審査決定書謄本（宮基発115号）平成27年8月7日付けを見ると特定労働基準監督署調査官及び宮城労働局審査官の調査対象になった開示請求者以外の「特定個人」は容易に識別できることから不開示にする理由はない。

処分庁は、法14条2号ただし書イ、法令の規定により又は慣行とし

て開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報ではないとしたことを不開示の理由にあげているが、審査請求人は、平成27年10月2日付けで労働保険審査会に対して、労災保険再審査請求を行っている。労働保険審査会受付年月日は、平成27年10月5日であり、事件番号は平成27年労第456号である。再審査請求に臨む準備のためにも本来、開示すべき情報であり不開示にする理由はない。

法14条2号ただし書口には、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報とあるが、処分庁は、これに該当しないとして不開示の理由を述べているが、処分庁の判断は、不開示にすることにより被害者側である審査請求人の利益ではなく、加害者側である学校当局とその関係者個人の権利、利益を保護しており、誤った判断をしている。

既に職場において加害者教諭から、嫌がらせ・いじめなどによりパワーハラスメントを受け、精神障害を発症していることから、「人の生命、健康、生活又は財産」といった保護されるべき権利利益は失われており、その事実確認のためには開示が必要であり、行政不服審査法の国民救済の趣旨からすれば、法14条2号口のただし書、被害が生じているか否かといった事実の認定やその証明のために開示するものではないという論理もおかしく、国民救済の趣旨と公正さを考えれば不開示にする理由はない。

処分庁は、当該保有個人情報には、法人等の印影及び担当官が事業場から提出させた文書などの法人に関する情報であって、開示することにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報が含まれており、法14条3号イに該当することから、この情報が記載されている部分を不開示にしたと述べているが、宮城労働局審査官作成の審査決定書謄本にて、どのような資料が提出されたのかあらまは認識しており、正当な利益を害するおそれなどなく不開示にする理由などない。以上の理由から、処分庁の情報が記載されている部分を不開示にしたのは、開示請求者以外の学校当局と関係者個人の権利、利益を保護するためであり、不開示にする正当な理由はなく部分不開示とした箇所について開示することを求める。

(2) 意見書

ア 平成27年9月9日付け宮労発0909第2号により通知のあった保有個人情報開示決定処分に対して、行政不服審査法5条に基づき、平成27年11月4日付けで審査請求を行った。

イ 理由は、同年11月4日付け審査請求書の3②の理由に記載したとおりであるが、諮問庁は別途送付の理由説明書（下記第3。以下同じ。）の1の諮問庁としての考え方として、不開示理由と法的根拠

を上げ原処分を維持して不開示とすることが妥当と述べ、

理由説明書の2の理由(2)不開示情報該当性についてのアの法14条2号の不開示情報の(ア)(イ)、イの法14条3号イの不開示情報、ウの法14条7号柱書きの不開示情報(ア)(イ)にて理由と法的根拠を上げ、原処分を維持して不開示とすることが妥当と述べ、

原処分を維持して不開示とすることが妥当と結論付けた。

ウ しかし、審査請求人が、同年11月4日付け審査請求書の3の②に記載した理由からすれば、諮問庁が不開示とした理由と法的根拠は否定され、原処分を維持する明確な根拠はないと考える。よって、原処分の取消しを求め部分不開示とした箇所について開示するように求める。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、原処分において不開示とした部分のうち一部を新たに開示した上で、別表中「不開示を維持する部分」欄に掲げる情報については、不開示理由として新たに、法14条7号柱書きを加え、法14条2号、3号イ及び第7号柱書きに基づき、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

2 理由

(1) 本件対象保有個人情報の特定について

本件対象保有個人情報は、平成27年特定月日付けで、特定労働基準監督署長が、審査請求人の休業補償給付支給請求に係る決定を行う際に作成した、実地調査復命書及び添付資料一切である。

(2) 不開示情報該当性について

ア 法14条2号の不開示情報

(ア) 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号2の①、3の①、9の①、10の①、11の①、12の①、15及び19の①の不開示部分は、審査請求人以外の氏名、印影など、審査請求人以外の個人に関する情報であって、審査請求人以外の特定の個人を識別することができるものであるため、当該情報は、法14条2号本文に該当し、かつ同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(イ) 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号1、9の②、10の②、11の②、12の②及び19の②の不開示部分は、特定労働基準監督署の調査官が本件労災請求に係る処分を行うに当たり、審査請求人以外の特定期間から聴取をした内容である。当該聴取内容に関する情報が開示された場合には、被聴取者が、不当な

干渉を受けることが懸念され、審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがあるため、当該情報は、法14条2号本文に該当し、かつ同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

イ 法14条3号イの不開示情報

別表に記載した情報のうち、文書番号2の②、3の②、13及び18の不開示部分は、特定事業場の業務内容に関する情報等であり、当該事業場が一般に公にしている内部情報である。そのため、仮にこれらの情報が開示された場合には、当該事業場が、当該内容に不満を抱いた労災請求人等から不当な干渉を受けることが懸念され、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法14条3号イに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

ウ 法14条7号柱書きの不開示情報

(ア) 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号1、9の②、10の②、11の②、12の②及び19の②の不開示部分は、特定労働基準監督署の調査官が本件労災請求に係る処分を行うに当たり、審査請求人以外の特定個人から聴取した内容等である。これらの聴取内容等が開示された場合には、審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがあることは、上記ア(イ)で既に述べたところである。

加えて、これらの情報を開示とした場合、被聴取者が心理的に大きな影響を受け、被聴取者自身が把握・認識している事実関係について申述することを躊躇し、労災請求人側、事業場側いずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するといった事態が発生し、公正で的確な労災認定を実施していく上で必要不可欠な事実関係についての客観的申述を得ることが困難になるおそれがある。したがって、これらの情報は、開示することにより、労働基準監督署における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法14条7号柱書きの不開示情報に該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(イ) 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号2の②、3の②及び13及び18の不開示部分は、特定事業場の業務内容に関する情報等であり、当該事業場が一般に公にしている内部情報である。これらの情報は、行政機関の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、通例として開示しないこととされているものであることは、上記イで既に述べたところである。

さらに、これらの情報は、守秘義務により担保された労災補償行政に対する信頼に基づき、当該事業場に理解と協力を求めた上で得られたものであるから、当該情報を開示とした場合には、このことを知った事業場だけでなく関係者の信頼を失い、労災認定の調査への協力を躊躇させることとなり、公正で的確な労災認定を実施していく上で必要な事実関係を把握することが困難となる。したがって、これらの情報は開示することにより労働基準監督署における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法14条7号柱書きに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

3 結論

以上のとおり、本件対象保有個人情報については、原処分の一部を変更し、原処分において不開示とした部分のうち一部を新たに開示した上で、別表中「不開示を維持する部分」欄に掲げる情報については、法14条2号、3号イ及び7号柱書きに基づき、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|---------------|--|
| ① 平成28年2月3日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同年3月2日 | 審議 |
| ④ 同月7日 | 審査請求人から意見書を收受 |
| ⑤ 平成29年10月26日 | 委員の交代に伴う所要の手續の実施、
本件対象保有個人情報の見分及び審議 |
| ⑥ 同年11月9日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、「平成27年特定月日付けで、特定労働基準監督署長が、審査請求人の休業補償給付支給請求に係る決定を行う際に作成した、実地調査復命書及び添付資料一切」に記録された保有個人情報である。

処分庁は、本件対象保有個人情報の一部について、法14条2号及び3号イに該当するとして、不開示とする原処分を行った。

審査請求人は、不開示とされた部分の開示を求めているところ、諮問庁は、諮問に当たり、原処分で不開示とした部分のうち、一部を新たに開示することとするが、不開示理由に法14条7号柱書きを追加した上で、別表の4欄に掲げる部分については、同条2号、3号イ及び7号柱書きに該当するため、なお不開示とすべきとしている。

このため、本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分の不開示情報該当性について、以下、検討する。

なお、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、審査請求人は、特定労働基準監督署長による労災保険給付の不支給決定を不服として、特定労働者災害補償保険審査官（以下「労災保険審査官」という。）に対し、労働者災害補償保険法に基づく審査請求を提起し、原処分前に、上記労災保険給付に係る審査請求事件について労災保険審査官による決定がなされ、審査請求人に対して、既に決定書の送付がなされているとのことであった。

そうすると、審査請求人は、原処分前に、決定書の記載の内容は承知しているものと認められることから、以下の検討においては、諮問庁から提示された決定書の内容も踏まえることとする。

2 不開示情報該当性について

(1) 別表の6欄に掲げる部分について

ア 通番1

当該部分は、法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するが、原処分で開示されている情報から推認できる内容であることから、審査請求人が知り得る情報であると認められ、同号ただし書イに該当する。

また、同様の理由により、これを開示しても、労働基準監督機関が行う労災認定の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法14条2号及び7号柱書きに該当せず、開示すべきである。

イ 通番2

当該部分は、法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するが、労災保険審査官による決定書において既に開示されている情報から推認できる情報であることから、審査請求人が知り得る情報であると認められ、同号ただし書イに該当する。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当せず、開示すべきである。

ウ 通番4及び通番21

当該部分は、審査請求人が特定労働基準監督署へ提出した休業補償給付支給請求書の「診療担当者の証明」欄の印影又はそれと同一の印影であり、法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個

人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するが、医師が同欄に必要事項の記入及び押印をした上で、審査請求人が提出した同請求書の印影であること、又はそれと同一の印影であることから、審査請求人が知り得る情報であると認められ、同号ただし書イに該当する。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当せず、開示すべきである。

エ 通番19

当該部分は、原処分で開示されている情報及び宮城県のウェブサイトから推認できる内容であって、審査請求人が知り得る情報であると認められ、これを開示しても、労働基準監督機関が行う労災認定の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。また、当該調査の相手方は、地方公共団体であることから、法14条3号イは適用されない。

したがって、当該部分は、法14条3号イ及び7号柱書きに該当せず、開示すべきである。

オ 通番25

当該部分は、法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するが、原処分で開示されている情報から推認できる内容であることから、審査請求人が知り得る情報であると認められ、同号ただし書イに該当する。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当せず、開示すべきである。

(2) その余の不開示部分について

ア 法14条2号該当性（通番2，通番11，通番13，通番15，通番17，通番21及び通番25）について

(ア) 通番2，通番11，通番13，通番15及び通番17は、特定労働基準監督署の担当調査官が審査請求人以外の個人から聴取した際の聴取書及び調査書に記載された被聴取者の氏名、役職、住居、職業、生年月日、年齢、勤務先住所等であり、それぞれ一体として法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

被聴取者が誰であるかは、審査請求人が法令の規定又は慣行として知ることができ、又は知ることが予定されている情報とはいえず、また、当該部分の被聴取者は公務員であるが、その回答は、職務遂行上行われたものではないことから、当該部分は、法14条2号ただし書イ及びハに該当せず、同号ただし書ロに該当する事情も認め

られない。

また、当該部分は、個人識別部分であることから、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(イ) 通番21及び通番25は、医師の署名及び印影であり、法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

個人の署名及び印影については、当該個人の氏名を審査請求人が知り得るとしても署名及び印影まで開示する慣行があるとは認められないため、法14条2号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

また、当該部分は個人識別部分であり、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、不開示とすることが妥当である。

イ 法14条7号柱書き該当性（通番3，通番5，通番19及び通番24）について

通番3及び通番5は本件労災請求の処分に係る特定事業場の意見・対応、通番19の1頁は特定労働基準監督署の担当調査官が審査請求人以外の第三者から聴取した内容等、通番19の2頁ないし13頁及び通番24は特定労働基準監督署の担当調査官の求めに応じて提出された特定事業場の内部資料であり、これらを開示すると、このことを知った特定事業場だけでなく関係事業者の信頼を失い、労災認定の調査への協力をちゅうちょさせることとなるなど、正確な事実関係を把握することが困難となり、労働基準監督機関における労災認定の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号柱書きに該当し、同条3号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

ウ 法14条2号及び7号柱書き該当性（通番1，通番12，通番14，通番16，通番18及び通番26）について

(ア) 通番1（下記（イ）を除く。）のうち、特定労働基準監督署の担当調査官が聴取した被聴取者の職名及び氏名並びに通番26の「調査の相手」欄は、それぞれ法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。また、通番12の7頁22行目、通番14の6頁最終行、通番16の4頁21行目及び通番18の6頁7行

目は、特定労働基準監督署の担当調査官が聴取した被聴取者の署名であり、法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

被聴取者が誰であるかは、審査請求人が法令の規定又は慣行として知ることができ、又は知ることが予定されている情報とはいえ、また、当該部分の被聴取者は公務員であるが、その回答は、職務遂行上行われたものではないことから、当該部分は、法14条2号ただし書イ及びハに該当せず、同号ただし書ロに該当する事情も認められない。

また、当該部分は、個人識別部分であることから、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、同条7号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(イ) 通番1の21頁は、「事業場（所属部署）内における当該労働者の位置づけ」欄であり、特定事業場の関係者の氏名（及び役職）が記載されており、かつ、聴取実施者には○印が付記されている。

聴取実施者の氏名及び聴取実施者であることを示す○印の有無は、一体として法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

被聴取者が誰であるかは、審査請求人が法令の規定又は慣行として知ることができ、又は知ることが予定されている情報とはいえ、また、当該部分の被聴取者は公務員であるが、その回答は、職務遂行上行われたものではないことから、当該部分は、法14条2号ただし書イ及びハに該当せず、同号ただし書ロに該当する事情も認められない。

また、当該部分は、個人識別部分であることから、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、同条7号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(ウ) その余の部分は、特定労働基準監督署の担当調査官が、審査請求人以外の第三者から聴取した内容及び第三者から提出を受けた資料であり、これらを開示すると、被聴取者が、労災給付請求者である審査請求人からの批判等を恐れ、被聴取者自身が認識している事実関係等について直接的な申述を行うことをちゅうちょし、労災給付請求者側又は所属事業場側いずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するなど、正確な事実関係の把握が困難となるおそれがあり、

労働基準監督機関が行う労災認定の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号柱書きに該当し、同条2号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

(1) 審査請求人は、法14条2号該当性について、審査請求人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であり、同号ただし書口に該当すると主張する。

しかしながら、当該不開示情報を審査請求人に開示することについて、当該部分を不開示とすることにより保護される利益を上回る開示の必要性があるとは認められないことから、当該主張を採用することができない。

(2) 審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 その他について

当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、原処分後、審査請求人から労働保険審査会に再審査請求がなされ、審査請求人に対して、当該事件に係る一連の審査資料がまとめられた、いわゆる事件プリント及び労働保険審査会の裁決書が送付されているとのことであった。本件開示請求に係る原処分時においては、当該事件プリント及び裁決書の内容を審査請求人が知り得る状況ではないが、当該事件プリント等の送付により、当該事件プリント等記載の情報については不開示とする事情は失われていると認められることから、諮問庁の現時点における対応としては、当該事件プリント等により審査請求人が知り得る情報については開示することが望ましい。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法14条2号及び3号イに該当するとして不開示とした決定については、諮問庁が同条2号、3号イ及び7号柱書きに該当するとしてなお不開示とすべきとしている部分のうち、別表の6欄に掲げる部分を除く部分は、同条2号及び7号柱書きに該当すると認められるので、同条3号イについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当であるが、別表の6欄に掲げる部分は、同条2号、3号イ及び7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子、委員 葭葉裕子、委員 渡井理佳子

別表

1 文書番号	2 対象文書名	3 通番	4 不開示を維持する部分	5 不開示情報 (法14条)			6 開示すべき部分
				2号	3号 イ	7号 柱書き	
1	精神障害の業務起因性判断のための調査復命書	1	1頁「請求人の申述」欄1行目10文字目ないし15文字目, 「事案の概要(認定した事実)」欄1行目25文字目ないし30文字目, 3行目18文字目ないし23文字目, 5行目9文字目ないし14文字目, 10行目9文字目ないし14文字目, 23文字目ないし25文字目, 28文字目ないし31文字目, 35文字目ないし38文字目 2頁「総合判断」欄の理由の4行目5文字目ないし10文字目, 6行目49文字目ないし7行目4文字目, 7行目45文字目ないし最終文字, 11行目14文字目ないし19文字目 3頁「具体的出来	○		○	1頁「請求人の申述」欄1行目10文字目ないし15文字目, 「事案の概要(認定した事実)」欄1行目25文字目ないし30文字目, 3行目18文字目ないし23文字目, 5行目9文字目ないし14文字目, 10行目9文字目ないし14文字目 2頁 3頁「具体的出来事」欄3行目36文字目ないし4行目2文字目, 6行目9文字目ないし14文字目, 8行目20文字目ないし25文字目, 11行目16文字目ないし21文字目, 13行目5文字目ないし10文字目,

		<p>事」欄 3 行目 3 6 文字目ないし 4 行目 2 文字目, 6 行目 9 文字目ないし 1 4 文字目, 8 行目 2 0 文字目ないし 2 5 文字目, 1 0 行目 1 4 文字目ないし 1 6 文字目, 1 8 文字目ないし 2 1 文字目, 2 3 文字目ないし 2 7 文字目, 1 1 行目 1 6 文字目ないし 2 1 文字目, 1 3 行目 5 文字目ないし 1 0 文字目, 1 9 行目 1 7 文字目ないし 2 2 文字目 5 頁ないし 1 3 頁 「調査結果」欄の 不開示部分 (【及び】の記載を除く。)</p> <p>1 4 頁「認定事実」欄 2 行目 2 5 文字目ないし 3 0 文字目, 3 2 文字目ないし 3 6 文字目, 5 行目 1 8 文字目ないし 2 3 文字目, 2 5 文字目ないし 2 9 文字目, 7 行目 9 文字目ないし 1 4 文字目, 1 6 文字目ないし 2 0 文字目,</p>			<p>1 9 行目 1 7 文字目ないし 2 2 文字目</p> <p>5 頁「調査結果」欄 1 行目</p> <p>6 頁「調査結果」欄 1 行目, 3 7 行目</p> <p>7 頁「調査結果」欄 1 行目, 4 8 行目, 5 8 行目</p> <p>8 頁「調査結果」欄 1 行目, 2 3 行目, 2 8 行目</p> <p>9 頁「調査結果」欄 7 行目</p> <p>1 4 頁「認定事実」欄 2 行目 2 5 文字目ないし 3 0 文字目, 3 2 文字目ないし 3 6 文字目, 5 行目 1 8 文字目ないし 2 3 文字目, 2 5 文字目ないし 2 9 文字目, 7 行目 9 文字目ないし 1 4 文字目, 1 6 文字目ないし 2 0 文字目, 1 1 行目 9 文字目ないし 1 4 文字目, 1 6 文字目ないし 2 0 文字</p>
--	--	--	--	--	---

			<p>1 1 行目 9 文字目 ないし 1 4 文字 目, 1 6 文字目な いし 2 0 文字目, 2 9 文字目ないし 3 1 文字目, 3 4 文字目ないし 3 7 文字目, 4 1 文字 目ないし 4 4 文字 目</p> <p>1 6 頁「調査結 果」欄の不開示部 分(【及び】の 記載を除く。)</p> <p>1 9 頁「専門医の 意見書」欄の 1 3 行目 2 3 文字目な いし 2 8 文字目, 1 5 行目 1 4 文字 目ないし 1 9 文字 目, 2 2 行目 1 3 文字目ないし 1 8 文字目</p> <p>2 1 頁の不開示部 分全て</p>				<p>目</p> <p>1 9 頁</p> <p>2 1 頁「進路指 導部長」の不開 示部分</p>
2	資料一 覧	2	<p>① 6 行目 5 文字目 ないし 1 0 文字 目, 1 2 文字目な いし 1 6 文字目, 7 行目 5 文字目な いし 8 文字目, 1 0 文字目ないし 1 2 文字目, 8 行目 5 文字目ないし 8 文字目, 1 0 文字 目ないし 1 3 文字 目, 9 行目 5 文字</p>	○			<p>6 行目 5 文字目 ないし 1 0 文字 目, 1 2 文字目 ないし 1 6 文字 目</p>

			目, 6文字目, 8文字目ないし12文字目, 26行目10文字目ないし36文字目				
		3	②17行目6文字目ないし22文字目, 19行目6文字目ないし22文字目, 20行目6文字目ないし27文字目, 21行目6文字目ないし最終文字, 22行目6文字目ないし23行目最終文字		○	○	なし
3	休業補償給付支給請求書等	4	①1頁の医師印影部分	○			全て
		5	②5頁の不開示部分		○	○	なし
4	補足資料①	6	—				—
5	学校要覧等	7	—				—
6	聴取書①	8	—				—
7	補足資料②	9	—				—
8	調査書①	10	—				—
9	聴取書②	11	①1頁本文1行目15文字目ないし20文字目, 22文字目ないし26文字目 2頁2行目3文字目ないし最終文	○			なし

			字, 3行目3文字目, 4文字目, 4行目3文字目ないし最終文字, 5行目7文字目, 8文字目, 10文字目, 12文字目, 13文字目, 16文字目, 17文字目				
		1 2	②2頁8行目ないし7頁22行目の不開示部分(項番を除く。)	○		○	なし
1 0	聴取書 ③	1 3	①1頁2行目3文字目ないし最終文字, 3行目3文字目ないし最終文字, 4行目3文字目ないし最終文字, 5行目7文字目, 8文字目, 10文字目, 11文字目, 13文字目, 14文字目, 17文字目, 18文字目, 6行目12文字目ないし7行目3文字目, 8頁の不開示部分	○			なし
		1 4	②1頁8行目ないし6頁最終行の不開示部分(項番を除く。)	○		○	なし
1 1	聴取書 ④	1 5	①1頁2行目3文字目ないし最終文字, 3行目3文字	○			なし

			目ないし最終文字， 4行目3文字 目ないし最終文字， 5行目7文字 目， 8文字目， 10文字目， 12文字目， 13文字 目， 16文字目， 17文字目， 6行 目12文字目ない し25文字目				
		16	②1頁8行目ない し4頁21行目の 不開示部分（項番 を除く。）	○		○	なし
12	聴取書 ⑤	17	①1頁2行目3文 字目ないし最終文 字， 3行目3文字 目ないし最終文 字， 4行目3文字 目ないし最終文 字， 5行目7文字 目， 8文字目， 10文字目， 11文 字目， 13文字 目， 14文字目， 17文字目， 18 文字目， 6行目1 2文字目ないし2 5文字目	○			なし
		18	②1頁8行目ない し6頁7行目の不 開示部分（項番を 除く。）	○		○	なし
13	調査書 ②	19	不開示部分全て （監督署受付印部 分を除く。）		○	○	1頁「調査の相 手」欄1行目な いし2行目8文

							字目及び3行目並びに調査内容の記載部分の2行目38文字目ないし3行目
14	参考資料	20	—				—
15	医師意見書	21	1頁署名, 印影部分, 3頁印影部分, 8頁印影部分	○			1頁印影部分(「負傷の部位及び傷病名」欄を除く。), 3頁印影部分
16	国民健康保険被保険者にかかる受診歴について(回答)等	22	—				—
17	被保険者にかかる受診歴の照会について(御依頼)等	23	—				—
18	履歴書等	24	4頁, 5頁, 7頁ないし12頁の不開示部分(監督署受付印部分を除く。)		○	○	なし
19	調査書③	25	①4頁印影部分, 5頁不開示部分	○			5頁不開示部分
		26	②1頁, 2頁の不開示部分	○		○	なし

			開示部分				
--	--	--	------	--	--	--	--